

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 石川県

策定 5年2月16日

変更： 年 月 日

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を凝らし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る必要がある。
このため、本県の農業について、いしかわの食と農業・農村ビジョン等との整合を図りつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稻	○販売額または所得額の10%以上の増加 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編を推進 ・特別栽培米等の収益性の高い米の生産を推進 ・栽培技術の向上による収穫量の増加を推進 【販売額または所得額増加の考え方】 単位面積(10a)当たりの販売額または所得額、若しくは産地の総販売額又は総所得額で比較
麦	
豆類	
ソバ	
ハトムギ	
	○生産コスト10%以上の削減 ・高性能機械の導入による中心経営体への機械作業の集約化を推進 【コスト削減の考え方】 農業者の全生産コストで比較

- 集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進

- 【コスト削減の考え方】
共同利用施設による調製コストで比較

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・穀類乾燥調製貯蔵施設の整備により、特別栽培米、酒米等、実需者のニーズに応じた出荷体制・生産体制を推進
 - ・共同利用施設等の整備や、機械・資材等の導入により、実需者のニーズに応じた出荷体制・生産体制を推進

- 【契約栽培の割合の考え方】
全出荷量に対する、契約栽培の出荷量の割合で比較

- 輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・新規取組や実績が無い場合は総出荷額に占める割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上

- 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
 - ・高温耐性品種への作付け転換

- 労働生産性の10%以上の向上

- 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること。

作物名	内容
野菜 (施設野菜、露地野菜) いも類	<p>○販売額または所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウスや高度な環境制御装置等の導入により、収益性の高い野菜の生産拡大を推進 ・農産物処理加工施設の整備により、規格外品の有効活用等、商品化率の向上や農産物の高付加価値化を推進 <p>【販売額または所得額増加の考え方】 単位面積(10a)当たりの販売額または所得額、若しくは産地の総販売額または総所得額で比較 総販売額または総所得額で比較する場合は、単位面積当たり販売額が地域の全品目に比べて特に高い品目の産地拡大、または実需者から求められている品目・品種及び用途の販売量の増加等、地域の高収益化につながるると県が認めたものに限る。</p> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械、資材の導入による作業の省力化・効率化を推進 <p>【コスト削減の考え方】 農業者の全生産コストで比較</p> <p>○集出荷・加工コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 共同利用施設全体の集出荷・加工コストで比較</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な野菜の安定生産や出荷ロットの拡大につながる施設・機材等の導入により、安定的な販路拡大を推進 ・パイプハウス等の導入による安定出荷や出荷期間の延長、出荷量拡大により安定的な販路確保を推進 <p>【契約栽培の割合の考え方】</p>

	<p>全出荷量に対する、契約栽培の出荷量の割合で比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・新規取組や実績が無い場合は総出荷額に占める割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上 ○需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% ○労働生産性の10%以上の向上 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
--	---

作物名	内容
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ○販売額または所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウスや高度な環境制御装置等の導入により、収益性の高い果樹の生産拡大を推進 ・農産物処理加工施設の整備により、規格外品の有効活用等、商品化率の向上や農産物の高付加価値化を推進 <p>【販売額または所得額増加の考え方】 単位面積(10a)当たりの販売額または所得額、若しくは産地の総販売額または総所得額で比較 総販売額または総所得額で比較する場合は、単位面積当たり販売額が地域の全品目に比べ特に高い品目の産地拡大、または実需者から求められている品目・品種及び用途の販売量の増加等、地域の高収益化につながると県が認めたものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械、資材の導入による作業の省力化・効率化を推進 <p>【コスト削減の考え方】 農業者の全生産コストで比較</p>

	<p>○集出荷・加工コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 共同利用施設全体の集出荷・加工コストで比較</p> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な果樹の安定生産や出荷ロットの拡大につながる施設・機材等の導入により、安定的な販路確保を推進 ・パイプハウス等の導入による安定出荷、出荷量拡大により安定的な販路確保を推進 <p>【契約栽培の割合の考え方】 全出荷量に対する、契約栽培の出荷量の割合で比較</p> <p>○輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取組や実績が無い場合は総出荷額に占める割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上 <p>○需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <p>○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p>
--	---

作物名	内容
花き (施設花き、露地花き)	<p>○販売額または所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低温冷蔵庫の整備による冷蔵促成栽培等、施設・機材の導入による生産量の拡大を推進 ・パイプハウスや高度な環境制御装置等の導入により、収益性の高い花きの生産拡大を推進 <p>【販売額または所得額増加の考え方】 単位面積(10a)当たりの販売額または所得額、若しくは産地の総販売額または総所得額で比較</p>

総販売額または総所得額で比較する場合は、単位面積当たり販売額が地域の全品目に比べ特に高い品目の産地拡大、または実需者から求められている

品目・品種及び用途の販売量の増加等、地域の高収益化につながると県が認めたものに限る

○生産コスト10%以上の削減

・省力化機械、資材の導入による作業の省力化・効率化を推進

【コスト削減の考え方】

農業者の全生産コストで比較

○集出荷・加工コスト10%以上の削減

・集出荷施設の再編合理化を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

共同利用施設全体の集出荷・加工コストで比較

○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・パイプハウス等の導入による安定出荷、出荷量拡大により安定的な販路確保を推進

【契約栽培の割合の考え方】

全出荷量に対する、契約栽培の出荷量の割合で比較

○輸出実績がある場合、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

・新規取組や実績が無い場合は総出荷額に占める割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上

○需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%

○労働生産性の10%以上の向上

○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、石川県（生産流通課、各農林総合事務所）と市町、JAが連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域農業活性化協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県又は市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。</p> <p>また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>

4 取組要件

- (1) 基金事業
 - ① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、豆類 ソバ、ハトムギ 野菜 （施設野菜、露地野菜） いも類 果樹	<p>○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）別表2のⅡのメニュー欄に準じて整備事業に掲げる施設を補助対象とする。</p> <p>○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のⅡ及び共通1、2、3、6、7、8の要件等をクリアする取組を事業対象とする。</p>

花き (施設花き、露地花き)	《以上、国の要件を準用》
-------------------	--------------

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、豆類 ソバ、ハトムギ 野菜 (施設野菜、露地野菜) いも類 果樹 花き (施設花き、露地花き)	<p>○ 補助対象生産資材及び機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付等要綱別表 2 の I の 1 の (1) のメニュー欄に掲げる生産支援事業の取組を補助対象とする。 《以上、国の要件を準用》 ・ 生産資材の導入に対する補助対象は、パイプハウス等の設置、機能増強に必用な資材一式とし、施工費は補助対象外とする。 ・ 農業機械の導入及びリース導入に当たっては「石川県特定高性能農業機械導入計画」等に基づく適正な能力の機械等とする。 ・ 稲WC Sを対象作物とした事業実施に不可欠な農業機械とし、その能力計算にあたっては「石川県特定高性能農業機械導入計画」の能力計算に準じた計算により適正であると認められるもの。 ・ 水稻の育苗を対象とした事業実施に不可欠な農業機械・設備とし、その能力計算にあたっては「石川県特定高性能農業機械導入計画」の能力計算に準じた計算により適正であると認められるもの。 <p>○ 取組要件</p> <p>交付等要綱別記 2 の別紙 1 の I の 1 の要件等をクリアする取組を事業対象とする。 《以上、国の要件を準用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械の導入及びリース導入に当たっては「石川県特定高性能農業機械導入計画」に利用規模の下限面積が定められている機械を導入する場合は、取組面積がその面積以上であること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
<p> 水稻、麦、豆類 ソバ、ハトムギ 野菜（施設野菜、 露地野菜）、いも 類 果樹 花き （施設花き、露地 花き） </p>	<p> ○補助対象施設 交付等要綱別表2のIの1の(2)のメニュー欄に掲げる効果増進事業の取組を補助対象とする。 </p> <p> ○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のIの2の要件等をクリアする取組を事業対象とする。 </p> <p> 《以上、国の要件を準備》 </p> <p> 技術実証に取り組む場合は、事業終了後に、本事業で生産コスト削減または販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 </p>

(2) 整備事業

交付等要綱別記2に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

整備事業

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働時間の詳細、⑤位置、配置図、平面図 ⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧前年度の青色申告書等（農業者の場合）、⑨取組ごとの成果目標の設定根拠

生産支援事業

- ① 導入機械（又は資材）の規模、規格等の選定根拠資料、②概算見積依頼書等の写し、③カタログの写し④取組ごとの成果目標の設定根拠

2 請求時

整備事業

- ・出来高設計書、実績報告書など

生産支援事業

- ・機械の型番（又は資材の規格）等がわかる資料、パイプハウス等生産資材の設置完了後写真、入札見積関係資料、契約書又は納品書など

II 整備事業

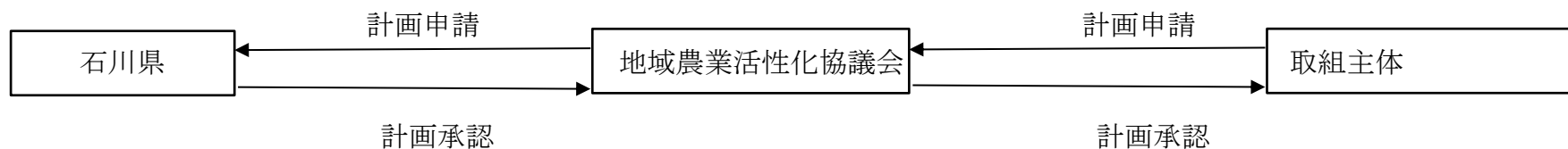
交付等要綱別記2に基づき実施するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

1 計画申請時

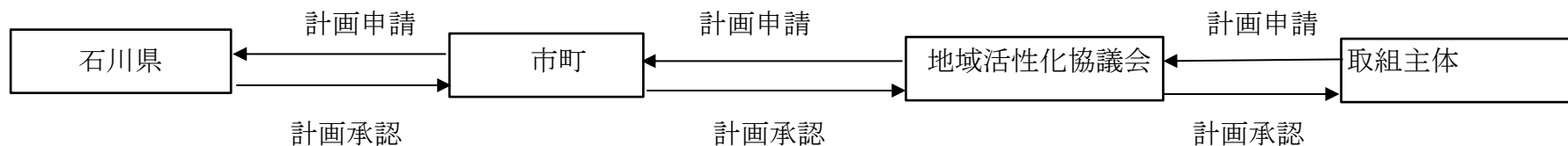
I 基金事業

地域農業活性化協議会は、取組主体事業計画をとりまとめの上、産地パワーアップ計画を作成し、県に計画申請するものとする。



II 基金事業において市町で予算措置を行う場合及び整備事業

地域農業活性化協議会は市町長を経由し、以下のフローにより計画申請するものとする。



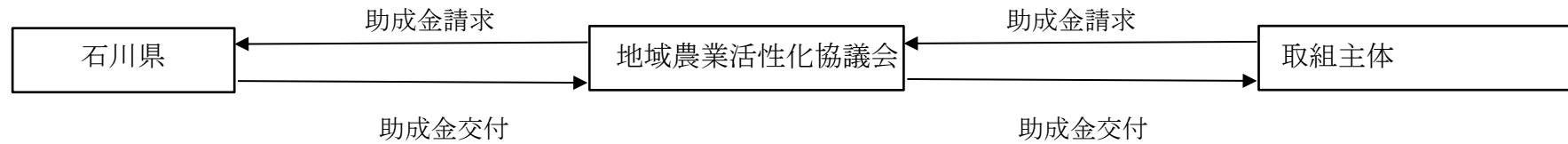
なお、実施状況報告等も上記のフローに準じる。

2 助成金及び補助金等請求時

I 基金事業

取組主体は、地域農業活性化協議会を経由して、県に助成金を請求するものとする。県は原則として、地域農業活性化協議会を経由して

取組主体に助成金を交付する。

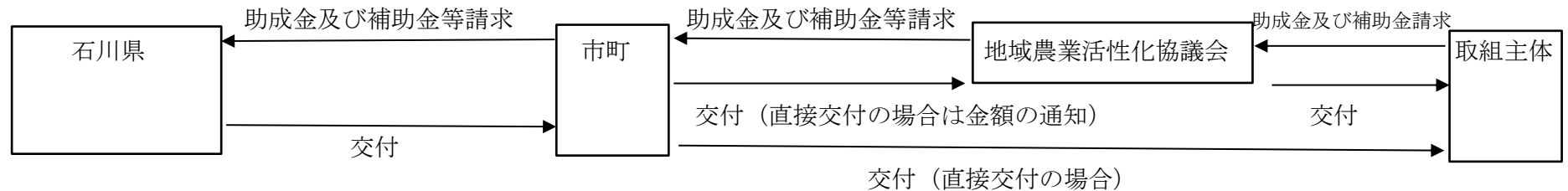


II 基金事業において市町で予算措置を行う場合及び整備事業

取組主体は、地域農業活性化協議会長及び市町長を経由して、県に助成金及び補助金等を請求するものとする。

市町長は、地域農業活性化協議会長を経由して取組主体に助成金及び補助金等を交付、または、取組主体に直接、交付するものとする。

市町長が取組主体に直接交付を行う場合は、市町長は地域農業活性化協議会長に助成金及び補助金等金額を通知するものとする。



* なお、交付申請、交付決定も上記のフローに準じる。

助成金及び補助金の交付にかかる事務手続きは、「石川県補助金交付規則」により執行する。

計画申請、採択通知、実施状況報告等にかかる事務手続きは、「石川県産地パワーアップ事業取扱要領」により執行する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

”《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し地域協議会等を通じて取組主体に周知》

○ 契約に当たっての条件（一般競争入札等）

事業費決定に係る契約は、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

その他、契約の適正化（利益排除含む）、談合等不正行為の防止の考え方等については、（強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総合審議官（新事業・食品産業） 農産局長 畜産局長通知）以下「強い農業づくり交付金事務取扱」という。）に準ずるものとする。

○ 助成金及び補助金等の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）

取組主体又は共同申請者は、助成金及び補助金等を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、知事に当該助成金及び補助金等の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

○ 助成金及び補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該助成金及び補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金及び補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない取組主体に係る部分については、この限りでない。

○ 財産の管理等

（1）取組主体は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、本事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金及び補助金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（2）取得財産等を処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

○ 財産処分の制限

(1) 取得財産について、その処分制限期間内においては、県の承認を受けないで、助成金及び補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条及び別表の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

(4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

○ 取組主体事業計画の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 取組主体は取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに地域協議会長等に報告するものとする。

(2) 地域協議会長等は(1)の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容について地域関係機関組織等で点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月15日までに市町長を経由して、知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

(3) 知事は地域協議会長等からの事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の7月30日までに、北陸農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、市町長を経由して地域協議会長等および取組主体を指導するものとする。

(4) 知事は、この点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあつては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合をいう。以下(4)において同じ。）には、市町長を経由して、地域協議会長等に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

また地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、地域関係機関組織等を通じて必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

都道府県名 _____

策定： 年 月 日
変更： 年 月 日

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

--

2 基本方針

作物名	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年〇月〇日付け4農産第〇〇号）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

--

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

--

7 取組主体助成金の交付方法

--

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

--

9 その他

--

都道府県名 _____

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

2 基本方針

3 本事業の推進・指導方針・体制

4 取組要件

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

6 取組主体助成金の交付方法

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

8 その他

--